

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 佐賀県教育委員会

令和8年7月31日

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.9%
全職員	94.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（該当職なし）	—
本庁課長相当職（校長・統括事務長）	96.6%
本庁課長補佐相当職（副校長・教頭・事務長）	97.1%
本庁係長相当職（主幹教諭・指導教諭・事務主任）	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.5%
31～35年	93.4%
26～30年	93.4%
21～25年	93.3%
16～20年	94.6%
11～15年	94.3%
6～10年	94.8%
1～5年	97.4%

【説明欄】

- ・給与水準の高い「本庁課長補佐相当職」以上の職員の男女比率は男性71.9%、女性28.1%となっており令和4年度(男性76.3%、女性23.7%)、令和5年度(男性74.5%、女性25.5%)、令和6年度(男性73.1%、女性26.9%)と比べると年々女性職員の占める割合が増えてきている。
- ・扶養手当、単身赴任手当及び管理職手当について男性が受給している場合が多く、各手当の受給者の割合は扶養手当(男性74.2%、女性25.8%)、単身赴任手当(男性94.8%、女性5.2%)、管理職手当(男性71.9%、女性28.1%)であるが、単身赴任手当以外は令和6年度より女性職員の受給率が上がっており、男女の給与の差異が縮小していることの要因の一つと考えられる。特に管理職手当については「本庁課長補佐相当職」以上の職員における女性の割合が増加傾向にあることが影響していると考えられる。住居手当は男女比率がほぼ同率(男性51.1%、女性48.9%)であった。

- ※ 短時間勤務の職員については、当該職員の勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ※ 非常勤講師については、職員ごとの勤務時間数等に著しい差があるため、算出対象から除外している。
- ※ 「本庁部局長・次長相当職」の区分には該当職員がいないため「—」としている。
- ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。